

2015年4月施行

改正フロン法(フロン排出抑制法)についてのお知らせ

業務用冷凍空調機器のユーザーみなさまへ

点検が義務化 されました。

一定容量以上の機器は、
**有資格者による
点検**が必要となります。

フロン類が充填された
業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の
管理者(ユーザー様)が対象。

点検対象機器の例



店舗・オフィスイエコン



ビル用マルチエコン



設備用・工場用エコン



点検は、
プロに
おまかせ
ください!

以下のような場合、**管理者(ユーザー様)に罰則が科せられます!**

- ・フロンをみだりに放出した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。**
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、**50万円以下の罰金。**
- ・国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は**20万円以下の罰金。**
- ・都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は**20万円以下の罰金。**
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は**10万円以下の過料。**

点検対象機器

第一種特定製品 | 冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。

■業務用空調機器や業務用冷凍・冷蔵機器などが該当します。(簡易点検を行っております。詳しくはUGAWAにお尋ねください。)

管理者(ユーザー様)が取り組むこととして

機器の点検

簡易定期点検
全ての第一種特定製品

定期点検
第一種特定製品うち、
一定規模以上の
業務用機器

漏えいの対処

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは**原則禁止**。
適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**保存**しなければなりません。

算定漏えい量の報告

使用時漏えい量が「**1,000CO₂-ton**」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※1,000CO₂-tonはR22・R410A冷媒約500kg、R32冷媒 約1,500kgに相当。

点検内容

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上管理者自身で「**簡易定期点検**」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の場合は有資格者※による「**定期点検**」を行う必要があります。

※冷媒フロン類取扱技術者等

点検種別	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容
自身での 簡易定期点検	点検対象機器 全て	点検対象機器 全て	3ヶ月に 1回以上	目視確認による ①異常音・異常振動 ④錆び ②外観の損傷 ⑤油漏れ ③摩耗及び腐食 ⑥熱交換器の霜の その他の劣化 付着の有無 ※冷蔵機器及び冷凍機器の場合、上記項目に加え庫内温度の確認
有資格者による 定期点検	エアコンディショナー	50kW 以上	1年に 1回以上	有資格者が実施 目視確認等 直接法 ①発泡液法 ②電子式漏えいガス検知法 ③蛍光剤法(メーカー承認が必要) 間接法 蒸発圧力、凝縮圧力、圧縮機・ 駆動原動機の電圧・電流、過熱度、 過冷却度等が平常運転時に比べ、 異常値となっていないか計測器 等を用いて点検する。
		7.5～50kW 未満	3年に 1回以上	
	冷蔵機器及び 冷凍機器	7.5kW 以上	1年に 1回以上	

フロン排出抑制法に関するお問合せ先 ●このチラシは2015年3月現在のものです。

●経済産業省 オゾン層保護等推進室 TEL(03)-3501-4724

●環境省 フロン等対策推進室 TEL(03)-3581-3351

いまなら
簡易点検

・初回**無料**キャンペーン実施中
お気軽にお問い合わせください。

※無料キャンペーンは予告なく終了する場合がございます。また、設置状況により、別途費用が発生する場合もございます。

K Ü K A N
S Y S T E M

空環システム株式会社
☎ 0120-015-784

〒371-0132 群馬県前橋市五代町 1305-1
TEL.027-289-3739(代表) FAX.027-289-3781
HP <http://www.kukan.co.jp/> E-mail info@kukan.co.jp